

2020 年度

# 自己点検・評価報告書

桐朋学園大学

# 2020年度 自己点検・評価報告書

## 目次

1. 点検項目 .....	2
2. 点検結果 .....	2
基準 2. 学生 .....	2
基準 3. 教育課程 .....	11
基準 4. 教員・職員 .....	15
大学院音楽研究科について .....	16
3. まとめ .....	17

## 1. 点検項目

基準2、基準3、基準4及び大学院音楽研究科を点検項目とした。

## 2. 点検結果

### 基準2. 学生

#### 2-1. 学生の受入れ

##### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

##### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

###### (1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

###### (2) 基準2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

前回の自己点検でも確認したとおり、アドミッション・ポリシーの策定と周知、および入学者選抜もそれに沿って公正に実施されている。

しかし、近年の受験者数の変動を注視して、迅速かつ適切な人数維持を図っていく必要があると考えられる。この点は今後の点検項目として重要な点である。

#### 2-2. 学修支援

##### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

##### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

###### (1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

###### (2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生からの意見や相談等は、教務課または学生支援課、学生相談室を窓口として受け入れている。その内容は教務部長に伝えられ、必要に応じて個別の面談等の対応を行うなど、教務課・学生相談室と教員の連携を密接に図っている。教員と職員による学生の学修支援の主なものは、オリエンテーション期間による「履修相談」と、4年次を対象とした「卒業のための学修指導」である。

#### A) 履修相談

本学の科目履修は、選択の自由度が高いため、学生個々の希望に応じた履修が可能となっている。そのため、必修科目の単位を的確に履修しているかのチェックが難しい場

合もある。そこで、新年度のオリエンテーション期間に「履修相談」の窓口を作り、一人一人の履修状況を教務課職員が確認し、不足する単位などのチェックを行っている。

履修状況把握のため2021年度からGPAの利用を開始する。そのため2020年度からは、成績の5段階評価形式（S, A, B, C, D）を採用した。

一方で、極端に少ない学生に対しては、なるべく早い時期に指導を開始する必要がある。そこで、2021年度からは、GPAの値が低い学生を対象として指導をしていく予定である。また、前後期各1回ずつ、各授業の担当者から授業の出席状況や学修状況を報告してもらい、必要に応じて、個々の学生に教務部長がスーパーバイズするなどの指導体制もとっている。その面談時には、教務課・学生相談室の職員も同席して、適切なアドバイスができるよう連携を図っている。

#### B) 特別な支援を必要とする学生への対応

入学後の学修に支障をきたさないよう、なるべく早い段階で対策を講じるために、入学前に特別な支援の必要性の有無を確認している。それをもとに、学生相談室を中心に、学生部長、学生支援課が生活面から、教務部長、教務課が授業面から、各学生へ必要な支援を行っている。

#### C) オフィスアワー制度の実施

講義の授業を担当している専任教員はシラバスに各授業の担当者がいつ質問を受け付けることができるのかを示し、学生が教員とコンタクトを取りやすいようにしている。なお、実技レッスンはマンツーマンで行われているので、オフィスアワーのような設定は行っていない。

#### D) 留年、休学、停学、中途退学者への対応

留年をする学生は、心身のいずれか、あるいはその両方において、何らかの問題を抱えている可能性があり、そのような学生には個々の事情にあった支援が必要である。本学では、学生支援課を中心に状況の把握に努め、教務課とも連携して復学してからの学修がスムーズに進むように支援している。また、留学のために休学し、1年後に復学する留年生もいる。その場合は、留学によるブランクが復学後の学修に支障を来たさぬように、既履修単位の確認をするなどの配慮をしている。病気等による休学期間がないにもかかわらず、卒業に必要な単位を修得できずに留年する者は近年少なくなっている。

また、処罰により停学者となった学生は、主に学生部長を中心に学生委員会、学生支援課が事後の指導や相談に当たり、停学期間中のケアに当たっている。具体的には、停学期間中、当初は1～2週間ごとに、その後は1ヶ月ごとに学生部長が直接当該学生と面接をし、停学期間中の過ごし方、および学業復帰に向けての指導を行っている。

中途退学をした者に関しては、特に追跡ケアは行っていない。しかしながら、そのよ

うな者に対して、再入学の門戸は一定の条件の基に開かれており、学則第 8 条に規定されている。

実際、平成 27 (2015) 年度に、退学後 1 年目の者が再入学を許可された。また、再入学の規定に合致しないような場合も、改めて入学試験を受けなおして、本学の学生として再び学び始めるという例もある。

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は、ティーチング・アシスタント制度を 2019 年度より導入している。TA は、〈表 1〉のとおり、学部及び大学院の授業補助を行うことから始め、2020 年度からは、音楽部門の桐朋女子高等学校音楽科の授業補助も行っている。

〈表 1〉 TA 採用者数と業務内容

年度	採用者数	業務内容
2019 年度	15 名	大学院：助演「声楽特殊研究」、授業運営支援「声楽特殊研究」 大 学：助演「オペラクラス」、授業運営支援「オペラクラス」、 伴奏「女声合唱」「作曲法演習指揮応用」「副科実技（指揮）」 「ディクシオン」 実技レッスン補助「弦合奏」
2020 年度	13 名	大学院：助演「声楽特殊研究」、「歌曲伴奏研究」 大 学：助演「オペラクラス」、 伴奏「女声合唱」「作曲法演習指揮応用」「副科実技（指揮）」 「ディクシオン」 実技レッスン補助「弦合奏」

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

2020 年度のコロナ感染拡大により、今後経済的な理由で就学を続けられないケースや、学費の支払いのためアルバイトをせざるを得ず学習に支障をきたすケースも増加が予測される。経済的な支援とともに、学習計画の助言も必要であろう。また、2020 年度には、精神的な理由での相談は例年と同等の数であったが、今後増える可能性があるだろう。教務課、学生支援課とともに実技教員を始めとした教員側との協働を深めていきたい。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 基準 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

キャリア支援センターにより、就職やキャリア形成への支援・啓蒙活動などが行われている。様々なキャリア支援講座が行われ着実に成果を上げているが、一般職に関する情報提供、音楽の専門職種に関する職場とのリンクなど、より充実させる必要がある。引き続き、各々の教員が学生のキャリア支援をより深くサポートできるよう取り組んでいきたい。

#### 2-4. 学生サービス

##### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

###### (1) 2-4の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

###### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1. 学生サービス、厚生補導のための支援体制

本学では、学生が安心して学修に専念できるよう、学生支援課と学生委員会が連携し、オリエンテーション、窓口個別相談、学生会活動、課外活動への支援、学園祭への協力、奨学金による経済支援、アルバイトの紹介、貸室の紹介、国内外の音楽コンクールと講習会の案内、学生の健康管理等のさまざまな支援を行っている。

###### (1) 学生委員会

教授会の下部組織であり、教授会から選出された学生部長 1 人、学生委員 3 人、および教学事務部学生支援課長の計 5 人で構成され、オブザーバーとして保健室員、カウンセラー、学生支援課員がいる。学生委員会は月 1 回の定例会議を開催し、以下の審議、協議、実施または検討を行っている。内容は以下のとおりである。

学生の厚生補導に関する事項／学生会館に関する事項／奨学金に関する事項／学生会に関する事項／保健室に関する事項／学生相談室及び学生カウンセリングに関する事項／その他、学生生活に関する事項

審議結果は教授会に報告し、必要に応じて審議、決定する。

###### (2) 学生支援課

学生サービスの窓口として、以下の業務を所轄している。

学生への各種証明書または証書の発行に関する事項／学生委員会に関する事項／学生会に関する事項／奨学会、奨学金に関する事項／拾得物に関する事項／学生への就職・アルバイト紹介等に関する事項（キャリア支援センターの補助）／学生への貸室、その他の紹介等に関する事項／学生会館の生活指導に関する事項／学生の健康管理及び保健室に関する事項／学生の福利厚生に関する事項／学生の生活に関する各種情報の提供に関する事項

###### 2. 生活支援および経済的支援

### (1) 学生会館

本学では調布キャンパスより徒歩約 5 分の場所に「桐朋学園音楽部門学生会館」【収容定員 115 人、女子生徒・学生のみ】(以下「学生会館」)を持ち、学生の入居希望者を受け入れている。学生会館には管理人が常駐しており、入居者の日々の生活サポートを行っている。各部屋に防音機能が完備され、朝 7 時から 23 時まで自室による練習が可能となっている。セキュリティの面では常時施錠の非接触型キーシステムによる入退館管理システムを導入、入居者の安全を確保している。

### (2) 奨学金制度

学生支援の奨学金は、本学が給付するものと地方自治体及び民間団体等が給付するものがある。それぞれの詳細については、本学ホームページにも掲載し、受験生等にも広く周知している。

#### ① 学内奨学金

<桐朋学園音楽部門奨学金>

<桐朋学園音楽部門特別奨学金>

<鍋島元子奨学金>

<桐朋学園音楽部門芸術教育整備・拡充資金及び奨学基金>

<「チェロアンサンブル・サイトウ」奨学金>

<宗次徳二桐朋学園大学大学院 特待奨学金>

<桐朋学園音楽部門 留学支援 江崎スカラシップ>

#### ② 学外奨学金

日本学生支援機構の奨学金については、2020年度は貸与型第一種36人、貸与型第二種80人、給付型21人の奨学生がいた。その他、民間の奨学財団も紹介している。また、桐朋学園音楽部門同窓会では大学2年次を対象に毎年奨学金を給付している。

### (3) アルバイト紹介

本学の試験は、個人ごとに実施する実技試験が多いため、進行管理を担当する者が必要となる。そのため、受験生を対象に実施している夏期講習、冬期講習、入学試験において、本学学生のアルバイトを採用するとともに、学外ホールで実施する学内実技試験でもアルバイトを募集している。

学外からのアルバイト募集要項は、学生支援課で内容を精査し、掲示している。

## 3. 課外活動への支援

学生の課外活動支援としては、部活動や演奏を伴う活動への支援、学園祭時の実施指導等が挙げられる。本学は、部活やサークル活動は活発ではない。2020年度は部活動の登録団体はなかった。学生からの申請があった場合は、専任教員が顧問に就き活動を支援している。

また、演奏を伴う活動の支援としては、学生主催演奏会への支援がある。例年 10 件以

上の希望があり、自主的な学習発表の場となっている。こうした演奏会の開催にあたっては、学内会場の提供、準備や実施にあたっての備品・楽器の貸し出し等の支援を行っている。

#### 4. 障がい生支援

本学では、障がいや療学などさまざまな理由で配慮を必要とする学生が、個々の特性に応じて、安全で有意義な学生生活を送ることができるよう、入学前から卒業時にいたるまできめ細やかな支援を行っている。主な相談窓口および調整機関としては学生相談室が機能し、家庭や学内外各署と連携し、大学として一貫した方針のもと、スムーズかつ有効な支援ができるように支援のコーディネーションを行う。それぞれの学生が周囲の適切な理解と協力を得ながら、できるだけ自立して過ごせることを目標に置いている。

- ① 入学試験および入学前の夏期・冬期講習会では、申し出があった場合には必要に応じた個別対応を行っている。
- ② 入学決定時に申し出があった障がい生には、入学前に本人および保護者に連絡をとり、障がいの内容、支援の必要などの情報収集と相談を行い、今後の支援の計画を立てる。相談の窓口としては主に学生相談室が対応、内容に応じて保健室、本学のメンタルヘルス・アドバイザー（精神科医）、事務局教務課・学生支援課なども対応している。視覚障がいの入学者には、入学前に学内の移動訓練にも立ち会う。
- ③ ②の情報収集と相談をもとに情報を共有し、修学に関する事前の相談を行い、入学後の授業のクラス分けにも反映させる。修学以外の学生生活面についても、学内各署の担当者と支援の相談を行う。
- ④ 障がい生および特別な配慮を要する学生については、学内で（大学全体の会議、各部会や委員会、事務職員のネットワークなどを通じて）情報共有を行う。特に、授業の担当教員全員に対しては、個々の障がいや支援の内容、授業内での対応方法などについての詳細で具体的な説明と配慮依頼の文書（内容は本人および保護者と確認、場合によっては主治医の助言を参考に作成する）を、教務部長と学生部長の連名により発行、事務局教務課を通じて個別に配布される。
- ⑤ 学生相談室では、授業開始後も定期的に本人とフォローの面談を行い、必要に応じて家庭や主治医とも連携しながら対応を調整し、支援を継続する。障がい生は、何か問題が生じた時や心配な時には、いつでも学生相談室に相談することができる。授業担当教員をはじめ関わりのある教職員は、対応について学生相談室カウンセラーや保健室看護師に相談し、コンサルテーションを受けることができる。
- ⑥ 視覚障がい生は、同様の障がいをもつ本学卒業生および専門の教員（筑波大学附属視覚特別支援学校教員）からなる「障がい生支援アドバイザー」に助言を受け、相談することができる。
- ⑦ 学内環境（施設面）に危険な箇所がないか、適切な表示が行われているかなどを常に点



検し、必要に応じて対策を講じている。

## 5. 学生相談

在学生在が心身共に健康で、安心して学生生活を送ることができるよう、本学は学生相談室を置き、毎平日2か所のキャンパスのいずれかで開室している。通常は学生相談室カウンセラー（専任1人）が相談にあたるほか、内容により本学のメンタルヘルス・アドバイザー（精神科医）、保健室看護師、学生部長、学生委員（教員）、学生支援課のスタッフも対応し、学外専門機関への紹介も行っている。個別相談をベースに、チーム支援のコーディネーションやコンサルテーションも行う。相談形態は対面面接のほか、コロナ禍での対応および来談できない相談者のために、リモート（電話、オンライン、メールなど）での相談にも応じている。

学生相談室の利用については、毎年新年度のオリエンテーション時にパンフレットを配布し、全学生に案内している。

また、定期的に「相談室だより」を発行し、学生への周知に努めている。学生相談室の主な活動は下記のとおりである。

- ① 学生・保護者の個別・グループ相談（保護者の相談は本学在学中の子についての相談）  
主な相談内容は、心身の健康、学生生活、学業、音楽、人間関係、進学・進路、セクシャル・マイノリティー、各種トラブル、障がい、ハラスメントなどであり、必要に応じて学内各署および学外の各種専門機関と連携しつつ対応している。
- ② 学生についての教職員の相談およびコンサルテーション
- ③ 危機対応
- ④ ハラスメント対応（相談窓口となり、学内のハラスメント防止委員会につなげる）
- ⑤ 休学・復学時のサポート
- ⑥ 予防・啓蒙活動  
新年度のガイダンス、日頃の指導等を通して、メンタルヘルスおよび学生時代に遭遇するさまざまな現代社会のリスクに対する予防・啓蒙活動を行っている。
- ⑦ 障がい生および何らかの特別な配慮を要する学生の支援  
前述のとおり、さまざまな問題を抱える学生や、障がい・療学などさまざまな理由で配慮を必要とする学生の相談窓口および学内支援の調整機関として機能している。

## 6. 健康管理

学校医および保健室の看護職員（専任1人、非常勤1人）が連携して、学生の健康管理を担っている。2か所のキャンパスに設置された保健室では、日常の応急処置・健康診断・健康相談等を通して学生が心身の健康を保ち、健康への関心を高め、自己管理できるようサポートしている。

2020年度保健室の利用人数（大学生来室延べ人数）は、年間3,000人、最も多い月には

630 人であった。

保健室の主な活動は下記のとおりである。

① 健康診断

全学生を対象に、オリエンテーション期間に定期健康診断を実施している。定期健康診断の結果は全学生に通知している。再検査や精密検査が必要な学生については、学校医と連絡をとり、迅速な処置ができるよう努めている。

② 健康相談

保健室において心身の健康全般に関する相談に応じている。必要に応じて、学校医・カウンセラー等と連絡をとり対応している。

③ 学生の健康管理への意識向上

全学生を対象に、インフルエンザや感染症などの情報を掲示等で周知している。

④ 教育実習生や介護等体験生に対しては、実習が適切に実施されるよう、個々の面談を通して健康管理の指導をしている。

⑤ 教職員の救急対応への啓蒙

毎年度、全教職員を対象にした消防署主催の救命講習を実施している。教職員は AED（自動対外式除細動器）の使用方法を習得し、救急対応ができるよう努めている。なお、2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施はできなかった。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

2 か所のキャンパス整備が進み、学習環境は整いつつあるが、その反面で両キャンパスの運営を行うための人員配置で若干苦労している。キャンパス間のテレビ会議システムを導入するなど、情報交換ツールは整備されているので、それらを活用していく。

また、学生サービスに関する事項は多岐にわたり、また状況も年々変化してくるので常に最新の情報を学んでいく必要があるが、日常の業務や教育活動に追われ、教職員がなかなか研修等に参加する機会が持てていない。今後は各種の研修に参加できるよう、日常業務の合理化を図る。

**2-5. 学修環境の整備**

**2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理**

**2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用**

**2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性**

**2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理**

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 基準 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

前回の自己点検でも確認したとおり、概ね実施されている。

実習施設、図書館等に関連する「大学設置基準」第 24 条・第 34 条～第 40 条「大学院設置基準」第 15 条・第 19 条～第 22 条について、法令は遵守できている。

ただし、基準は満たしているものの、校地面積については十分な広さが確保できていないわけではないため、それぞれの場所を最大限に生かす工夫をしながらの運用となっている。音楽大学での実習施設の要となる、学生たちの練習室も十分に準備されているとは言えないが、2021 年に仙川キャンパスに新校舎が完成することにより、これまで本学になかった音楽ホールも整備され、多少なりとも状況は改善される見込みである。

専任教員の研究室については、これも学生の練習室としても活用してもらうことに主眼を置き、特定の部屋を常に割り当てる形式ではなく学生と共用して、専攻等の状況に応じて共同研究室を上手く活用することにより、問題なく運営できている。

図書館に関しては、2019 年度より学内にあった書庫が使用できなくなったため、外部倉庫に約 15 万点の資料を保管する状況となっている。キャンパスと書庫間に資料輸送のチャーター便を手配し、利便性を落とさないような工夫をしているが、この状況はできるだけ早く解消したい。また、大学院設置によりレファレンスの需要が増加したが、それに対応できるような専門性の高い職員を配置できている。

今後は、2021 年度の仙川キャンパスの新校舎完成のタイミングで、より効果的な機能配置と運用を綿密に検討していく必要がある。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学習成果を問うアンケートおよび学修時間・学修行動調査の実施により把握・分析を行っている。結果は主任会議、教務委員会にて検討し、教授会にて全教員に報告している。また、ホームページに掲載し学生へもフィードバックを行っている。

2020 年度は開講時よりオンライン中心の授業であった。準備期間がない、また Web 環境が十分とはいえない中でも、何度も見直せる、じっくり考えるようになったなど、対面とは異なる利点を見出していることが分かる。心身に関する健康相談は、学生相談室で受け付けているが、2020 年度においては例年通りの件数であった。

心身に関する相談は、コロナ対応期間が長期化することになれば増加する可能性もある。

経済的支援とともに、次年度の状況を注視し、きめ細やかな対応を求められる。実技教員も含めての支援体制を整えたい。

### [基準2の自己評価]

2020年度は新型コロナウイルス感染防止の対応として、オンラインによる新年度オリエンテーションと履修登録を開始した。オンラインと対面の両方で授業を行うと共に、「授業に関するアンケート」を継続しながら学生と教員の状況の把握に努めた。本学の教育の根幹となる実技対面レッスンにおいては、オンラインでの指導との違いが生じることは否めず、大学の校納金年額のうち一律10万円の減額を行い、学生のサポートを行った。オンライン授業開始にあたり会議ツールの整備や利用サポートは実施されたが資料の印刷や通信機器など環境整備の課題は残っている。今回のオンライン授業は休業要請のための緊急対応ではあったが、海外との連携や、授業の予習復習のための利用、また心身のトラブル等で登校しにくい学生ならびに休学者等への支援ツールとしても活用すべく、引き続きシステム構築を推進していきたい。

## 基準3. 教育課程

### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

#### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

#### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

#### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

##### (1) 3-1の自己判定

「基準項目3-1を満たしている。」

##### (2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

昨年度見直しをしたディプロマ・ポリシーは、ホームページや学校案内に明記し、学内外に周知している。本学では、それぞれの授業内容にそって授業の形態を設定しており、その形態と単位数は履修案内に明記してある。

#### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

各授業担当は、授業の目的や評価方法などをシラバスにて明記し、最初の時間に解説し

たうえで授業を実施している。成績評価に関しては、出席状況と「試験」「レポート」「成果発表」「作品提出」など多面的な評価を取り入れて、厳格な成績評価を行なっている。実技試験については、複数の教員による採点を行い、専攻ごとに定めた基準に従って評価し、公平性を保っている。卒業に関しては、「卒業に必要な最低単位数」をあらかじめ明示するとともに、履修条件科目などを履修案内に記載し、計画性を持った学修計画を立てるよう促している。また、学位授与に関しては、教授会での必要単位数の確認と審議を経て決定される。なお、2019年度入学生からは、3年次で卒業できる「早期卒業制度」の実施が決定された。専攻実技を始め、学修成果が特に優秀な者を対象とし、大学院進学や留学の機会を早めるのが目的である。成績の基準や3年次での履修方法等は、教務委員会と主任会議での検討を経て、7月の教授会で承認された。

### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

2019年度から実施している早期卒業制度は、2021年度に最初の卒業判定がなされる予定である。制度の利用者数や卒業先進路などの調査を経て、見直しもしていきたい。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

#### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーの設定とポリシーにそった教育課程の編成

本校では「学生がより深く専門性を極めるとともに、多面的な音楽教養を育む」ことを教育目的としており、昨年度のディプロマ・ポリシーの修正に合わせて、カリキュラム・ポリシーの見直しも実施したところ、修正の必要はないことが確認された。カリキュラム・ポリシーは、履修案内に明記し、ホームページで公開されている。カリキュラム・ポリシーの「専攻科目とその他の授業科目との関連を重視し、それぞれの授業が専攻科目を中心に同心円の関係で取り囲むような授業を実現する」という観点から、授業は、専攻科目、音楽基礎科目、音楽応用科目、語学・教養科目の四つのカテゴリーに分かれ、専攻科目とその他の授業科目との関連するよう編成されている。各授業に関しては、授業の目的や評価方法、オフィスアワーなどがシラバスに明記され、ポータルサイトより学生が閲覧できるよう整備されている。

### 3-2-④ 教養教育の実施

本学の「一般教養」科目は、音楽家としての幅を広げ、かつ自立した活動を続けられるよう、柔軟性や汎用性を高めることを目的とし、16 単位分を必修としてしている。設置授業の内容は、音楽との関連性が大きいもの（例えば「身体コントロール」）から、社会性を身につけるものまで多岐にわたっている。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

教授方法の改善を進めるため、ファカルティ・ディベロップメント委員会（FD 委員会）を設置し、毎月開催されている。本学の FD 活動を、「学生による授業評価」、「部会ごとに実施される活動」、「部会をまたいで全学的な活動」に分けられる。まず、「学生による授業評価」であるが、無記名アンケート形式で隔年、実施している。結果は各担当にフィードバックされると同時に、各主任による確認もされており、授業改善につなげている。各部会においては、講師を招いてのレクチャーや授業・レッスン方法を検討しあうなどの活動をしており、FD 委員会で報告がなされる。また毎年、複数の部会の教員による演奏会を開催し、専門を越えての指導方法の改善、検討の機会としている。

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教授方法入学者選抜の方法の増加にともない、さまざまな資質を持つ学生が入学してくるようになり、資質を伸ばすまたは、不足している能力のフォローの必要もでてきている。特に 2021 年度にはオンライン入試も実施することもあり、定期的なカリキュラムの見直しは必要であろう。そのため、まずは各部会での設置授業の調整がよりスムーズに行えるよう教務委員会を中心に進めていく予定である。

## 3-3. 学修成果の点検・評価

### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

#### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3 学修成果の点検・評価 学修成果の点検・評価の指針（アセスメント・ポリシー）を、教務委員会、主任会議での検討を経て、10 月の教授会で決定した。点検のための実施項目は以下の通りである。

【点検のための実施項目】

- ① 学生の履修状況※を、前期と後期の初めに教務委員会で確認する。必要に応じて個別面談等に対応する。
- ② 授業アンケートを通して、授業改善へつなげる。
- ③ 年度初めに配られる成績票等を参考に、1年間の学習の振り返りと、今後の目標等を履修登録票に記載し提出させる。
- ④ 学校への要望等は、年度初めの無記名アンケート等を通して把握し、主任会議、教務委員会等で検討改善へつなげる。
- ⑤ 専攻実技に関しては、レッスン時に実技教員が一人一人の成果を把握する。また、実技試験等のコメントを学生へフィードバックし、ステップアップの助けとする。

項目③は、学生自身による自己評価を促す目的で実施しているものである。その他の項目は、教務委員会を中心に、教職員の協働のもとですでに実施されており、その結果は主任会議へもフィードバックされている。

また、学生の授業履修の指針となる「ナンバリング」は2021年度からシラバス等に記載し、活用してもらう予定である。

### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学生自身の学習成果の点検と振り返りに関しては、年度初めに昨年度の振り返りと今年度の目標を記載するという形で行っているが、まだ不十分である。ポートフォリオに準ずるものを今後用意していく必要があるであろう。現在、教務システムの入替えをしており、引き続き整備していきたい。

### 【基準3の自己評価】

基準3の点検項目については、概ね満たしているといえる。今後の課題として、次の項目の改善が求められるであろう。

- (1) 成績評価の公平性を保つため、複数の観点から成績評価を行う、実技試験では複数名の教員が採点をする工夫はなされているが、さらに進めるため GPA の導入と活用を始めることを主任会議、教授会で確認した。
- (2) 早期卒業制度については、スムーズに運用がなされるよう、手続き方法等の詳細を詰める必要がある。
- (3) 学生自身の学習成果の点検と振り返りに関して、ポートフォリオの整備とその活用の仕方の検討が求められる。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの  
確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学長を含む各責任者で構成される運営協議会を毎週開催し、学長の意思決定が迅速に機能的に各部署に伝達されている。事務局長、教学事務部長が責任者となり、多岐にわたる教学の仕事を各職員に分散している。仕事内容により中心となる職員がいるが、部署全体で集中しなければならない仕事が生じた際には、特定の職員に仕事が偏ることなく役割をまたいだ協力体制を取れるよう、次年度に事務局の体制を整えることとしている。

### 4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発  
と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教員の確保に関しては、中長期的な財務状況を鑑み、経験豊富な専任教員を各分野のバランスを考慮しながら採用している。非常勤教員は、各教員の能力、特殊性等が主な採用要因である。

FDは、各部会での活動に加え、全学的な活動という意味で毎年、新人教員による演奏会を開催している。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で例年実施されている演奏会は開催できなかったが、国内外で活躍している演奏家による特別講座を学生のみならず教員にも公開し参加できるようにした。

今後はこの企画をさらに指導方法の工夫・改善につなげていけるような形態にしていくことが、FD委員会で確認されている。

### 4-3. 職員の研修



#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2017 年度から実施している S D 研修は、新型コロナウイルス感染症の影響で今までのような講座は実施できなかったが、通常実施される外部の説明会や講習会がオンラインで開催されているものを必要に応じて参加している。今後はオンラインを活用し、S D 研修を実施していくようになると考えられる。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

##### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

積極的な研究活動が行えるように資源配分を行うとともに、公正な研究活動を行うため、博士後期課程の学生を含め、全研究者に研究倫理教育を行っている。

#### 大学院音楽研究科について

昨今の音楽界は大きな変化に直面している。演奏技術のみならず、作品解釈などがますます高度となり、インターネットを通じた情報の摂取等によって、演奏家や音楽教育者は、既成の価値観に安住することが許されず、時代や社会の思潮や課題に即応することが強く求められている。現在の専門教育の基礎・基本の修得に重点を置いた学部教育のみでは、このようなニーズに応えることは困難であり、より幅広く、深い学識の涵養を図る高度な教育・研究機能が求められる趨勢にある。

そのような変化への対応策として、音楽における高度な専門性を備え、確かな実践能力や豊かな知識を持って活躍できる演奏家の育成を目的とした大学院音楽研究科修士課程（コース：ピアノ、弦楽器、声楽）、また体系的な大学院教育を継続的に実施充実していくためには、指導者の育成が不可欠であることから、教育者・研究者を育成するための大学院博士後期課程（研究領域：ピアノ、弦楽器、声楽）を、2017 年 4 月に開設した。2020 年度からは修士課程・博士後期課程ともに、新たに作曲、音楽学のコー

ス及び研究領域を設置するとともに、修士課程の募集人員をこれまでの 30 人から 45 人に増やした。2020 年度の募集では、修士課程全体では 69 人、また新たに設置した作曲コースには 6 人、音楽学コースには 1 人の志願者があり、入学者は 63 人となった。博士後期課程においては 4 人の志願者があり、修士論文等の審査を入念に行い、本学博士後期課程の目的を達成していける研究活動を行える人材 1 人を入学させた。

それぞれの研究領域が増えたことによる、新たな科目の設置やカリキュラムの見直しについても、カリキュラム・ポリシーに沿って適切に行われている。

2020 年度末には、演奏を通じた実践的研究と学術的研究が一体化した統合的な研究としての研究演奏発表や博士論文の提出が行われ、学外者も含めた厳しい学位審査を行い、博士号授与者 1 名を輩出した。

### 3. まとめ

(1) 基準 2 から 4 に関して、今後取り組む必要がある項目とその内容については、それぞれの項目の【自己判定の理由】に記載した。おおむね実施されていると評価した項目に関しても、今後の受験生の動向や音楽大学が社会に求められていることを調査し、柔軟に対応していく必要がある。また、建築が進むホールの活用を教育や社会貢献にどのようにつなげていくのか、新たな課題にも取り組む必要がある。

(2) 大学院音楽研究科修士課程及び博士後期課程については、設置の趣旨・目的に照らし、十分な教育が行われ、順調に運営されていることが確認された。しかしながら、まだ、修了生の輩出実績が少なく、その修了生の今後の音楽界、教育界における活躍も踏まえ、教育内容について引き続き検証し改善を図っていく必要があると思われる。

以上